

令和5年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年3月16日

招集年月日	令和5年3月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和5年3月 3日 午前10時00分			議長	中本 正廣
	閉会	令和5年3月16日 午前11時22分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の別	議席 番号	氏 名	出席等 の別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	7 番	影 井 伊久美		8 番	田 島 清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議案等番号	件名
	諸般の報告
議案第8号	安芸太田町行政財産使用料条例の一部改正について
議案第10号	安芸太田町手数料条例の一部改正について
議案第11号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第12号	安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について
議案第13号	安芸太田町民広場条例の一部改正について
議案第17号	安芸太田町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第18号	安芸太田町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第20号	工事請負契約の変更について（町道辺森線法面補修工事）
議案第32号	令和5年度安芸太田町一般会計予算
議案第33号	令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
議案第34号	令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第35号	令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第36号	令和5年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
議案第37号	令和5年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
議案第38号	令和5年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第39号	令和5年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第40号	令和5年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
議案第41号	令和5年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
議案第42号	令和5年度安芸太田町病院事業会計予算
議案第43号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について
発議第1号	安芸太田町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
発委第1号	安芸太田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について
	常任委員及び議会運営委員の選任
	議長の常任委員の辞退について
	閉会中の継続調査について

令和5年第2回定例会
(令和4年3月16日)
(開会 午前10時50分)

○中本正廣議長

みなさん、おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長からお手元に配付のとおり、議案第43号が追加議案として送付されました。以上で諸般の報告を終わります。次に教育長から発言の申し出がありますので、これを許可します。二見教育長。

○二見吉康教育長

発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。一昨日、全員協議会でご説明申し上げましたとおり、この度、現指定管理者から次年度継続の辞退が申し出られました。契約期間半ばでの辞退につきましては、町としても誠に遺憾であり、またこうした事態になったことにつきましては、担当部局の町として深くお詫びを申し上げたいと思います。利用される皆様に影響の出ないように、新たな指定管理者を急遽指定させていただくことになりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上で教育長の発言を終わります。

- 日程第2. 議案第8号
- 日程第3. 議案第10号
- 日程第4. 議案第11号
- 日程第5. 議案第12号
- 日程第6. 議案第13号
- 日程第7. 議案第17号
- 日程第8. 議案第18号
- 日程第9. 議案第20号
- 日程第10. 議案第32号
- 日程第11. 議案第33号
- 日程第12. 議案第34号
- 日程第13. 議案第35号
- 日程第14. 議案第36号
- 日程第15. 議案第37号
- 日程第16. 議案第38号
- 日程第17. 議案第39号

日程第 18. 議案第 40 号

日程第 19. 議案第 41 号

日程第 20. 議案第 42 号

○中本正廣議長

日程第 2、議案第 8 号、安芸太田町行政財産使用料条例の一部改正についてから、日程 20、議案第 42 号、令和 5 年度安芸太田町病院事業会計予算までの 19 件を一括議題といたします。審査を付託した予算審査特別委員長からの報告を求めます。はい、末田健治特別委員長からの報告をお願いします。

○末田健治予算審査特別委員会委員長

令和 5 年 3 月 16 日、安芸太田町議会議長、中本正廣様。安芸太田町議会予算審査特別委員会委員長、末田健治。特別委員会審査報告書。政府は新型コロナウイルス感染対策のマスク着用について、3 月 13 日から個人の判断とするよう緩和した。同時に、5 月 8 日から 5 類感染症に移行することも決定されました。この 3 年間町内において、各自治会の活動も大きく制約され、イベントや主要行事は、ほぼ中止という事態で、地域力が急激に低下する状況となりました。行政運営においても極めて困難な状況下でご苦勞も多かったと推察いたします。この様な中にありながらも、人口減少を食い止めるべく移住・定住対策等尽力され、直近では社会増に転じるという成果をあげられています。町長をはじめ職員の皆様のご奮闘に敬意を申し上げますとともに、健康に十分留意され、引き続き令和 5 年度の各事業に取り組んで頂きますようお願い申し上げます。

以下、予算審査特別委員長報告を行います。

令和 5 年、安芸太田町議会第 2 回定例会において、予算審査特別委員会に付託されました条例の一部改正 7 議案、工事請負契約の変更 1 議案、令和 5 年度一般会計予算及び特別会計予算 9 議案と病院事業会計予算の審査結果を会議規則第 77 条の規定により次のとおり報告いたします。審査委員会は議長を除く全議員で構成され、3 月 9 日から 3 月 13 日までの 5 日間にわたり慎重に審査いたしました。審議にあたって、理事者側の出席は町長をはじめ教育長、該当担当課長等の説明員の出席を求め、それぞれの議案について説明を受け、終了後に細部審査を行いました。

初めに、条例の一部改正 7 議案、及び工事請負契約の変更の 1 議案について報告いたします。議案第 8 号、10 号、11 号、12 号、13 号、17 号、18 号、20 号は全会一致で原案通り可決すべきものと決定したことを報告いたします。

次に一般会計予算議案をはじめ特別会計予算 9 議案、及び病院事業会計議案について報告いたします。議案第 32 号、令和 5 年度安芸太田町一般会計予算、議案第 33 号、令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算から議案第 41 号、令和 5 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算までの 9 議案、並びに議案第 42 号、令和 5 年度安芸太田町病院事業会計予算は、いずれも全会一致で、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

審査の概要はつぎのとおりです。

予算編成の基本方針においては、第 2 次後期基本計画・第 2 期総合計画に沿った戦略的かつ重点的施策の展開により住みやすいまちづくりをめざし、令和 5 年度戦略的重点プログラムにより、住みたい、住み続けたい、住んでみたい町づくりの具現化を図るため、定住促進空き家バンクオーナー改修制度、定住促進賃貸住宅 PFI 事業、道の駅再整備事業の推進、JR 橋梁・架道橋撤去、特産の祇園坊柿認証制度の取り組み。2 つ目、まちの更なる進化においては、水を活かした町づくりの具現化予算、健康を通じた町づくりの具体化を図る予算である。また、公債費の抑制を図るべく後年度財政負担の軽減に配慮し、工夫をされた予算編成である。

以下については主要分野別事業について述べます。

1. 定住・人口対策について。

①自然を活かした町づくりについて。もっとアピールしてもよいのではないか。2つ目に通勤補助制度について5年要件を撤廃しては如何か。3、空き家解体補助について条件を上げ、事業効果を高めては如何か、④世代間別移住対策の細かい戦略も必要ではないか。

2つ目、子育て・教育・次世代育成について。

①加計高校の入学希望率が県下最高の2.2倍で注目を集めているが、地元の子供の入学は可能なのか

②、生徒寮は加計高校入学を促し、令和4年度は39名の入学をみた。引き続き地域から親しまれる施設として運営を望むところであります。③、安芸太田町の資源である自然を活かした保育、教育を進めるため「森のようちえん」構想実現に向けた取り組みを進められたい。

3. 健康・医療・福祉について。

①、わが町スポーツ事業について、予算を十分確保し振興を図ってもよいのではないか。②病院施設の環境整備について、人工透析患者の受診が可能となり評価する。

4. 社会基盤・防災・防犯。

①避難行動要支援者対策では、避難困難者の対象者を把握するべき行政との情報の共有が必要と思われる。②加計スマートインターチェンジフルインター化を図るべく地形測量が計画されている。事業化に向け準備を進められたい。③筒賀地区交流拠点施設推進活動については、これまで計画の情報提供に少ない感がある。事業化に向けては合意形成を図るべく、議会・地域住民への説明に努められたい。

5. 生活利便性・環境について。

①バス路線運行事業については、好評の定額タクシーを基軸にした交通体系の整備を図られたい。②、地域通貨モリカの推進について、地域経済への効果もあり引き続き効果的普及に努められたい。

6. 産業・観光・しごとについて。

①祇園坊柿のブランド力アップについて、大きさなどの基準を設け販売していく戦略が必要。②特定地域づくり事業協同組合について、補助団体の町長が監事になることは適正を欠くことになるのではないかという意見もございます。③PFIによる定住促進住宅について、民間活力を活用する手法は望ましいがスピード感をもった取り組みを望む。

7. コミュニティ。

①筒賀地域の集落支援員が欠員のままである。地域活動も低下しているため、早急に確保するべきと指摘する。

8. 行財政運営。

①職員については、町外出身者も職員となるが町の魅力を知ってもらうよう研修を深められたい。②職員の能力向上において、技術職員を育てるべき。

以上報告します。

○中本正廣議長

以上で末田委員長の報告を終わります。議長を除く議員全員で構成する委員会ですので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「議長」の声あり)

まず原案に反対の発言を許します。なしですか。

(なしの声あり)

次に原案に賛成の発言を許します。7番、影井議員。

○影井伊久美議員

議案第32号、令和5年度安芸太田町一般会計予算につきまして賛成の立場から討論いたします。令和5年度一般会計予算は81億5100万円、前年度と比較すると5億2千万円増の予算編成です。その主要な中身の一つ

として、河川橋梁架道橋撤去の着手が大きな費用です。過去から付された宿題、このように町長は表現されております。今後、この宿題とされる旧 J R 橋梁撤去や公共施設の老朽化に伴う施設改修、撤去等の物件費や維持補修費あるいは投資的経費の増大が予想されます。橋本町長就任以来、着実に財政状況の改善を図られており、いわゆる守りの分野、事業において、限られた予算の中で優先順位を付け、年度をまたぎ、計画的に予算配分されていることです。一方、町の発展、将来を見据えて必要である、積極的な施策と思われる主な事業を挙げれば、町づくりビジョンのさらなる進化と掲げ、水を活かしたまちづくりの具体化や脱炭素社会、地域循環型社会の具体化等を挙げられている。このことは町の将来の在り方を示す基盤となり、大変重要であると捉えます。また今後長期総合計画策定に向けての準備とも言える事業内容であり、並行して町民の関心度が高まる仕掛けや工夫を期待するところでもあります。また住み続けたい、住んでみたい町づくりの具現化を目指され、空き家バンク登録促進事業に加え、空き家バンクオーナー改修制度を実施し、住環境整備の可能性を検証していくことは、前向きな取組であると捉えます。デジタル分野では D X 推進係を設置し、さらなる推進や技術強化を図ることとされている。今後ますます加速し複雑になる D X の分野においては、専門の人材を登用し、推進されることで職員の皆様の負担軽減にも繋がることを期待しております。産業の分野では、祇園坊柿認証制度や小規模農家認定制度が新たに創設され、道の駅再整備事業へとつながる重要な事業であると感じております。教育の分野では、年々注目度が高まる、加計高校の支援事業、新規事業ではありませんが、予算審査特別委員会の中で同僚議員から提案があった、寮生が地域の家へホームステイする等の新たな展開にも期待するところでもあります。新規事業としては、不登校対策支援事業が挙げられており、子どもの居場所づくりに積極的に取り組んでいただけることを非常にうれしく思っております。当初は携わる先生方のご苦勞もあるかと思しますので、フォローや研修等をしっかり行い、常に子どもが安心して通いたくなる環境づくりに努めていただけるものと期待しております。以下、若干の意見を付します。1、予算審査にあたり、事業の目的や内容についてももう少し分かり易い説明と資料提供を行い、説明責任を果たされることで、議会も執行部と同じ目線で審議ができるものと考えます。2、福祉の分野では、乳幼児等通院補助事業を新規事業として挙げられました。これは対象者が絞られすぎており、公平性に欠けるものであると捉えます。本当に必要な方に届くようにと説明なされましたが、どのような方が必要とされているか検証がなされておられません。なぜ小児医療専門機関に通わなければいけないのか、そして利用頻度についても、令和 5 年度ではしっかり検証されることを強く要請します。子育て、教育の分野においては将来の安芸太田町を担う子どもたちへの投資であり、思い切った予算計上をされたい。以上 2 点の意見を付し、賛成討論といたします。

○中本正廣議長

次に反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に賛成討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 8 号、安芸太田町行政財産使用料条例の一部改正についてから、議案第 42 号、令和 5 年度安芸太田町病院事業会計予算までの 19 件を一括して起立により採決します。議案第 8 号から議案第 42 号に対する委員長の報告は可決です。議案第 8 号から議案第 42 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 8 号、安芸太田町行政財産使用料条例の一部改正についてから、議案第 42 号、令和 5 年度安芸太田町病院事業会計予算までの 19 件は、委員長の報告のとおり可決しました。

日程第 21. 議案第 43 号

○中本正廣議長

日程第 21、追加議案第 43 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。追加議案として提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

提案説明をさせていただきます。議案第 43 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について。令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 1 年間、当該施設の指定管理者を定めるものでございます。詳細については担当課のほうから説明をさせます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博学校教育課長

議案第 43 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について説明させていただきます。安芸太田町公の施設の管理運営を指定管理者に行わせることについて議会の議決を求めるものでございます。施設の名称、安芸太田町人材育成交流センター。指定管理者、名称、公益社団法人青年海外協力協会。代表理事、雄谷良成。所在地、長野県駒ヶ根市中央 16 番 7 号。指定の期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日と定めるものでございます。なお詳細な説明につきましては、全員協議会において提案理由等説明させていただいたところでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第 43 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決します。議案第 43 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 43 号、安芸太田町公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

日程第 22. 発議第 1 号

○中本正廣議長

日程第 22、発議第 1 号、安芸太田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

発議第 1 号、安芸太田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。安芸太田町議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出をいたします。令和 5 年 3 月 1 6 日。提出者、安芸太田町議会副議長、佐々木美知夫。賛成者、安芸太田町議会総務常任委員長、末田健治。賛成者、安芸太田町議会産業建設常任委員長、津田宏。安芸太田町議会議長、中本正廣様。提案理由、この条例を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえ、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、その保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要があるためである。なお、条例案は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとする。詳細は別紙のとおりです。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから佐々木副議長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 1 号、安芸太田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを起立により採決します。発議 1 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、発議第 1 号、安芸太田町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第 23. 発委第 1 号

○中本正廣議長

日程第 23、発委第 1 号、安芸太田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。はい、小島俊二議会改革調査特別委員長。

○小島俊二議会改革調査特別委員会委員長

発委第 1 号、安芸太田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定について。安芸太田町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和 5 年 3 月 1 6 日。

提出者、安芸太田町議会議会改革調査特別委員会委員長、小島俊二。安芸太田町議会議長、中本正廣 様。提案理由です。安芸太田町議会議員の果たすべき職責を踏まえ、議員が長期にわたって安芸太田町議会の会議等を欠席した場合及び刑事事件により、法律上の身体を拘束する処分を受けた場合における、当該議員の議員報

酬及び期末手当の支給について、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例を定め、報酬及び手当の減額について定めるものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから小島委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第1号、安芸太田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを起立により採決します。発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、発委第1号、安芸太田町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

日程第24. 常任委員及び議会運営委員の選任

○中本正廣議長

日程第24、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。現在の常任委員及び議会運営委員の任期が4月12日で満了します。ついでには委員会条例第7条第5項の規定により委員の選任を行いたいと思います。お諮りします。委員の選任についてはお手元に配付した名簿のとおり選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがってお手元に配付した名簿のとおり常任委員及び議会運営委員を選任することに決定しました。

ここで発言をしたいので副議長と交代をします。しばらく休憩といたします。

(休憩 午前11時17分)

[議長席に副議長登壇]

(再開 午前11時17分)

○佐々木美知夫副議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。12番、中本正廣議長。

○中本正廣議長

議長の職務上、常任委員を辞退したいと思いますので、ご同意をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○佐々木美知夫副議長

ただいま、議長から常任委員を辞退したいとの発言がありました。この際議長の常任委員の辞退について日程に追加し、追加日程第1とし、ただちに議題に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員の辞退についてを日程に追加し、追加日程第1としてただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 議長の常任委員の辞退について

○佐々木美知夫議員

追加日程第1、議長の常任委員の辞退についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、中本議長の退席を求めます。

[中本正廣議長退席]

お諮りします。議長の常任委員の辞退については、これに同意することにご異議はありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって議長の常任委員の辞退についてはこれに同意することに決定しました。中本議長の入場を求めます。

[中本正廣議長入場]

ここで議長と交代しますので、しばらく休憩をします。

(休憩 午前11時19分)

[議長席に議長登壇]

(再開 午前11時19分)

日程第25. 閉会中の継続調査について

○中本正廣議長

日程第25、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しまし

た。

お諮りします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって本定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで閉会に当たって、町長から発言の申し出ておりますので、これを許可いたします。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。発言の機会をいただきましたので、令和5年第2回定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆さまにおかれましては、本会議ならびに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重かつ熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。また令和5年度予算、ならびに関係議案を可決いただきましたことについても深く感謝申し上げます。本会議ならびに各委員会で賜りましたご意見につきましては、予算執行ならびに業務遂行にあたって、特に念頭において対応してまいります。予算概要の説明でも申し上げたとおり、この5月には新型コロナウイルス感染症の取り扱いが5類に引き下げられると共に、特に本件では、G7、広島サミットが控えていることもあり、各所でアフターコロナを見据えた動きが活発化することと思えます。本町でもその流れに遅れることなく、またコロナ禍により、地方や田舎が注目されている現状を逃すことなく、過疎化に歯止めをかけるための取組を進めてまいります。また橋本町政もいよいよ4年目を迎えます。これまで以上にスピードアップを図り、町民の皆様にご成果を実感していただけるよう努めてまいります。最後に、昨年年第2回定例会で発言をお許しいただいた、ロシアによるウクライナ侵略でございますが、1年を経てなお収束の気配がありません。広島サミットの開催が事態解決の一つの契機となることを切に願いながら今次定例会のご挨拶とさせていただきます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和5年第2回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前11時22分 閉会
